

屋外広告物の許可申請に関する 手数料を改定します。 (令和8年4月1日施行)

沼津市手数料条例の一部改正に伴い、令和8年4月1日より、次表のとおり屋外広告物の許可申請手数料を改定しますのでご承知おきください。

区分	種類	算定単位	改正前の 手数料の額	改正後の 手数料の額	
第1種	広告塔、広告板その他これらに類するもの(第3種のを除く。)	表示面積5平方メートルまでごとに	1,330円	改定なし	
第2種	静岡県屋外広告物条例第4条第3項第2号から第4号までに掲げるもの(第3種のを除く。)	1枚、1本又は1個につき	130円	120円	
第3種	照明装置のあるもの	表示面積5平方メートルまでごとに	1,590円	1,600円	
第4種	はり紙(第3種のを除く。)	100枚までごとに	390円	430円	
第5種	その他これに類するもの(第3種のを除く。)	巻き付けられて取り付けられる広告物	1組につき	260円	240円
		その他のもの	1個につき	260円	240円

〈注意事項〉

- ◆ 令和8年4月1日以降に沼津市開発指導課に到達した申請書は改定後の単価が適用されます。
- ◆ 沼津市内に設置・掲出する屋外広告物の許可申請に適用されます。

〈お問合せ先〉

沼津市都市計画部開発指導課景観指導係
電話：055-934-4762
メール：kaihatu@city.numazu.lg.jp